

**公務員宿舎若水住宅及び千種東住宅整備事業
設計及び建設に関する要求水準書（特記）**

平成20年11月

財務省東海財務局

公務員宿舎若水住宅及び千種東住宅整備事業 設計及び建設に関する要求水準書(特記)

本書は、下記の設置戸数に示す、eタイプ3戸、dタイプ3戸の特別宿舎において、適用するものであり、別途定める「公務員宿舎若水住宅及び千種東住宅整備事業 設計及び建設に関する要求水準」に優先する。

区 分	項 目	仕 様 ・ 内 容
設計・計画	設置戸数	特別宿舎の設置戸数及び専用面積は、下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・e-1タイプ 130㎡以上132㎡(4LDK)未満(公用室含む) 1戸 ・e-2タイプ 118㎡以上120㎡(4LDK)未満(公用室含む) 1戸 ・e-3タイプ 88㎡以上 90㎡(3LDK)未満 1戸 ・dタイプ 78㎡以上 80㎡(3LDK)未満 3戸
	配置計画	配置場所については、千種東住宅の最南棟の最上階に特別宿舎のみ配置する。 特別宿舎の棟には管理事務室を設けないこと。 集合玄関付近には、待機車スペース4台分を設けること。ただし、引越しヤードと兼ねてもよい。
	共用部のセキュリティ	階下等から特別宿舎の共用廊下へ侵入が出来ないよう、特別宿舎の共用廊下へ接続する最上階階段と共用廊下との仕切り部には、侵入防止用扉(ホテル錠等使用)を設置すること。 1階集合玄関出入口及び最上階エレベーターホールと特別宿舎の共用廊下仕切り部はオートロック設備とすること。 電気、水道の検針は、一般階から可能な設備とすること。
	eタイプ3戸と、dタイプのうち1戸のセキュリティ	共用廊下側の窓は防犯ガラスを使用し、侵入防止用の面格子も設置すること。 共用廊下に面する窓は、防音仕様とし、T-2以上とすること。 玄関ドアは、ダブルロックとすること。 住戸にはカラーテレビドアホンを設置すること。 機械警備用の空配管を玄関と居間の間に設置すること。 電話は、各住戸2回線設置すること。 居間に住宅情報盤を設置し、非常ベル作動時に共用廊下で該当戸番が明確に判断できる設備とすること。 最上階エレベーターホールと各住戸玄関前を監視するためのカメラ用空配管を住戸毎に設けること。
	eタイプの住戸計画	玄関 間口1.8mx奥行1.2m程度とし、天井までの壁面収納を設置すること。 ホール 間口1.8mx奥行1.8m程度とし、公用室への扉を設置する。 公用室 公用室(e-3タイプは除く)は、和室12～15畳程度、34㎡以内(公用室用の収納部分等を含む)とし、純和風仕様(付柱、付鴨居、床の間、踏込み)、テレビ・電話用端子、コンセント、ガスコック、押入(間口2間程度)とすること。また、非常ベル押しボタンを設けること。 居間 14～16畳程度とすること。 台所 対面カウンター方式とし、食器棚設置後、有効幅が1.2m程度確保されること。また、流し台、調理台、コンロ台の幅は1,500mm、600mm、600mm 以上 奥行700mm程度とすること。 和室 居間と隣接した8畳程度(e-3タイプは6畳程度)とし、襖等で一体的利用が可能なこと。また、押入(間口1間程度)を設置すること。 洋室1 大型とし、クローゼット仕様の物入も設置すること。 洋室2 小型とし、物入(間口1.2m奥行0.8m程度)も設置すること。 浴室 浴室ユニットバスは、1616タイプ(e-3タイプは、1418タイプ)とすること。 洗面所 化粧洗面台(間口1500mm程度(e-3タイプは900mm以上)、三面鏡)を設置すること。 便所 化粧直しできる小型洗面台を設けること。